

「定 款」

公益財団法人三井物産貿易奨励会

公益財団法人三井物産貿易奨励会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人三井物産貿易奨励会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貿易及び国際経済の発展に資する研究を行う外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）に対する助成、並びに他の公益団体、公益信託又はそれに類する団体（以下「公益団体等」という。）が奨学援助する外国人奨学生（以下「奨学生」という。）及びその他の団体が我が国へ派遣する外国人研修生等（以下「研修生等」という。）に関する支援を行うことにより、貿易及び国際経済の健全な発展、国際理解及び国際交流の促進に寄与し、もって国際社会の繁栄に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人留学生に対する奨学金の支給及びそれに関連する事項
- (2) 外国人留学生に対する宿泊施設の提供及びそれに関連する事項
- (3) 公益団体等及びその奨学生に対する支援及びそれに関連する事項
- (4) その他の団体及びその研修生等に対する支援及びそれに関連する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項1号及び2号の事業は、原則として関東地方にキャンパスを有する大学を対象とし、その他の号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産および会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 公益認定を受けた日以後に寄附又は交付を受けた財産については、寄附者又は交付者が指定した用途

に使用するものとする。ただし、交付者の使途の指定が無い場合は、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その場合の取扱いについては、理事会の決議により別途定める寄附金等取扱規程による。

5. この法人は、善良な管理者の注意をもって基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。
6. この法人は、やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得るものとする。
7. この法人の財産の管理、運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理運用規程による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けて、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 代表理事は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類を定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(5) その他法令が定める書類

4. この法人は、定時評議員会の終了後、財産目録等の他、法令が定める書類を毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出するものとする。

5. 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第9条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
10. この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
11. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等の必要な書類を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とし、賞与及び退職金についても支給しない。
2. 評議員が、評議員会への出席等、その職務にかかる交通費等の費用を負担したときは、評議員会において別に定める費用弁償等の基準に従って算定した額を支給する。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

- 第14条 この法人は、評議員会を設置する。
2. 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2. 定時評議員会は、毎年度1回、前事業年度の経過後3箇月以内に開催する。
3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、何時でも開催することができる。

(評議員会の招集及び招集の通知)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

ただし、止むを得ない理由により代表理事が招集手続を行うことが出来ないときは、代表理事以外の各理事が評議員会を招集する。

2. 代表理事又は前項ただし書きにより評議員会を招集する理事は、評議員会の日の3日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項、その他法令で定められた事項を記載した書面又は、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により招集の通知をしなければならない。ただし、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
3. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
4. 次の場合には、前項の規定による請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(評議員会の定足数及び議長)

第18条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することは出来ない。

2. 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から、評議員の互選により選出する。

(評議員会の決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略及び報告の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2. 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会に報告を要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別途定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、会長とする。

3. 代表理事以外の理事のうち1名を同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

（役員の選任等）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等の必要な書類を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、次の職務をおこなう。

(1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(3) 監事は、理事会及び必要な場合は評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただ

し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は理事会を招集すること。

(6) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が発生するおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(8) 監事は、前各号に定めるものの他、監事に認められた法令若しくは定款上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によってその理事又は監事を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とし、賞与及び退職金についても支給しない。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事が、理事会又は評議員会への出席等、その職務にかかる交通費等の費用を負担したときは、評議員会において別に定める費用弁償等の基準に従って算定した額を支給する。

(理事の取引の制限)

第30条 理事は、次の取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が、その理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の責任について、理事、監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事、監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 この法人は、理事会を設置する。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項、その他法令で定める事項の決定
- (2) この法人の規程及び規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条の責任の免除

(理事会の開催)

第34条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、毎事業年度2回、前事業年度の経過後3箇月以内及び翌事業年度の開始の日の前日の前3箇月以内にそれぞれ開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号に一に該当する場合に、開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に対し、理事会の招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したとき

(4) 第26条第5号の規定により、監事から代表理事に理事会の招集の請求があったとき、又は監事が理事会を招集したとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除き、代表理事が招集する。ただし、止むを得ない理由により代表理事が招集手続を行うことが出来ない場合は、代表理事以外の各理事が理事会を招集する。

(第35条2項 削除)

3. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の3日前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の定足数及び議長)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することは出来ない。

2. 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、止むを得ない理由により代表理事が出席出来ない場合は、出席した理事の互選により議長を選出する。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略及び報告の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

2. 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項

を理事会へ報告することを要しない。

3. 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において別途定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数による決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条（目的）、第4条（事業）及び第11条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（法令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の変更の認定を受けなければならない。

4. 前項以外の変更を行った場合は、法令にもとづき遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数による決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. この法人は、前条の行為をしようとするときは、予め、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財

産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局職員として事務局長及び事務担当者を置き、理事会の決議により別途定める就業規則等の規程を適用する。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。事務局長が理事を兼務することを妨げないが、理事としての報酬は無報酬とする。ただし、理事を兼務する事務局長に対する賃金は、代表理事が理事会の承認を得て決定し、その他交通手当及び職員退職手当等は理事会の決議により別途定める規程を適用する。
4. 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別途定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は、檜田 松瑩とする。
4. この法人の最初の業務執行理事は、高橋 均とする。

これは、「定款」である。

公益財団法人三井物産貿易奨励会

代表理事・会長 高取 英樹

